

東浦町型下水道用マンホールふた認定基準

1. 目 的

東浦町の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認 定 基 準

ふたの認定については下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 東浦町長に認定申請書を提出し、その内容が適と認められること。
(様式第1号、様式第2号)
- (3) 東浦町マンホールふた性能規定書に適合し、東浦町が行なう製品検査に合格すること。
(様式第3号、様式第4号)
- (4) 愛知県内の官公庁発注工事において納入実績が3年以上あること。

3. 認 定 通 知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式第5号、様式第6号)

4. 認 定 期 間

認定の有効期限は1ヶ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式第7号)

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、東浦町の認定を取り消すものとする。

（様式第8号）

- （1）日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- （2）認定申請の内容が履行されなかった場合
- （3）不正や反社会的な事実が認められた場合
- （4）自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行なうことがある。

7. その他

- （1）東浦町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- （2）合格した製品の納入後であっても、東浦町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行なうことができる。
- （3）東浦町が行なう材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- （4）製造業者は納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末日までに提出することとする。
- （5）この基準に疑義が生じた場合は、知多郡東浦町の指示または両者の協議によるものとする。